

## 刑事訴訟法の考え方

### —目次—

- I. はじめに
    - 1. 本資料の位置付け
    - 2. 研究会での利用方法
  - II. 検討の方法
    - 1. 報告書本文との関係等
  - III. 研究会報告(本文)に関する刑事訴訟法上の主要項目の説明
  - IV. 参考文献
- I. はじめに
- 1. 本資料の位置付け 本研究会の趣旨は、裁判員制度から内部監査に対し示唆する点の洗い出しにあることから、本資料は、「裁判員制度から学ぶ内部監査」(本文)の参考資料である。一方、裁判員制度を含む日本の刑罰法規は、実態法たる刑法と手続法たる刑事訴訟法を柱とし、ここで取上げる裁判員制度は、手続法である刑事訴訟法で規定される。従って、研究対象である刑事訴訟法について理解を深める必要があると判断し、研究会でその内容を纏めたものである。研究会における議論としては、犯罪の認定に関する質疑もあったため、これらは、刑事訴訟法では足りず、適宜、実態法たる刑法を参考にした。
  - 2. 研究会での利用方法 研究会では、主に参考文献を使用し、主に条文の目的・意義・趣旨等を中心に読み合わせ等、概括し、適宜、議論において参考に行っている。
- II. 検討の方法
- 1. **報告書本文との関係等** ここでは、研究会での活動でも参考とされた「論点別ステップアップ刑事訴訟法」に概ね則って、必要と思われる主要項目について概要を把握することとし、その要約をⅢ.において示すこととしている。従って、法文解釈上は必要な項目であっても、研究会テーマに直接関係なければ取り上げられていない。
- III. 研究会報告(本文)に関する刑事訴訟法上の主要項目の説明
- 1. **刑事訴訟法の法的性格** 刑事訴訟法は、憲法に則り、刑法を実現するための刑事手続法である。こうした刑事手続法としてはこのほか、刑事訴訟規則も含まれる。
  - 2. **刑事訴訟法の目的・構造・原則** 刑事訴訟法の目的は、人権保障を図りながら、真実を発見し、刑罰法令の適用実現することとされる(刑事訴訟法1条)が、ここでいう真実とは、「事の真相」を意味しており、「絶対的真実」と呼ばれている。また、その構造としては、審問官が一方的に犯人を訴追して審問する手続構造(二面構造)であるのに対し、訴追する者と判断する

者を分離する弾劾主義(三面構造)が訴訟進行の責任については、「当事者主義」と「職権主義」の中、現行法では、「当事者主義」が採用されており、当事者である、検察官による訴因の設定や検察官、被告人・弁護人による証拠調べが行われている。加えて、「公平な裁判所」として組織・構成上偏りが無い裁判を行うことや、「迅速な裁判」といった原則がある。なお、「迅速な裁判」に関しては、裁判員制度においても注目されている、連日開廷の原則(刑事訴訟法281条の6)と、更にこれを支える公判前整理手続(刑事訴訟法316条の2以下)が設けられている。

3. **訴訟主体** 訴訟主体としては、裁判所(裁判官)、検察官、被告人・弁護人がいる。ここで、裁判所は公平・中立な立場で裁判を行うものであるが、捜査機関である検察官についても、準司法官たる地位で客観義務が課されること、また、捜査の主体となる司法警察職員と区別され、かつ指揮命令権があり、公訴の主体となる者とされる。
4. **捜査** 捜査は、司法警察職員(通常は、第一次的)や検察官(通常は、第二次的)によって行われる、証拠の収集や犯人の逮捕等の行為一般であり、その目的は、犯罪の嫌疑を明らかにして被疑者を公訴提起にかけるかどうか決定すること等である。また任意捜査の原則や、令状主義という原則があって、人権が保障されるようになっている。捜査の開始＝「捜査の端緒」については、司法警察職員等の捜査官が、犯罪の嫌疑を抱いた時に開始することと定められているが(刑事訴訟法189条2項)、捜査機関自らが犯罪を関知する場合と、捜査機関以外の者が犯罪を関知する場合がある。
5. **公訴** 公訴については、「公訴は、検察官がこれを行う。」(刑事訴訟法247条)で国家訴追主義・起訴独占主義や、犯罪の嫌疑と訴訟条件が備わっていても訴追の必要がないときに検察官の裁量により不起訴とできる「起訴便宜主義」(刑事訴訟法248条)、公判における予断排除や慎重な判断のために「起訴状一本主義」(刑事訴訟法256条)といった基本原則がある。また、公判手続としては、公判期日が中核(公判中心主義)であり、公開、口頭主義・弁論主義、直接主義等の原則が定められている。なお、公判手続は、起訴状提出⇒起訴状謄本等の送達⇒公判期日の指定、公判前整理手続がなされると、いわゆる公判手続である、冒頭手続(人定質問、起訴状朗読、黙秘権等告知、罪状認否)、証拠調手続(検察官の冒頭陳述、証拠調べの請求、証拠決定、証拠調べの実施、被告人質問)、弁論手続(論告求刑、最終弁論、最終陳述)を経て、判決に至る。
6. **証拠開示** 証拠開示とは、被告人が自ら証拠を収集する事が困難であり、検察官と実質的当事者主義として対等の立場で争えるようにするため、当事者が手持ち資料について、相手方にその内容を開示することである。
7. **証拠裁判主義** 証拠裁判主義とは、「事実の認定は、証拠による。」(刑事訴訟法317条)という原則である。ここで証明方法としては、「厳格な証明」と「自由な証明」とがあって、「厳格な証明」とは「適式な証拠調べを経た証拠能力ある証拠による証明」であり、それ以外が「自由な証明」といわれるもので、証明する対象によって必要となる証明の方式が定義づけられる(例えば、情状は、自由な証明で良いという判例がある)。

8. **挙証責任** 挙証責任としては、「被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡をしなければならない。」(刑事訴訟法336条)があり、又憲法においては、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。」(憲法31条)と定められている。刑事事件においては、この挙証責任は、検察官にあるのが原則である。
9. **自由心証主義** 自由心証主義は、「証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。」(刑事訴訟法318条)と定められているものであり、証拠の信用力や証拠価値について裁判官が自由に評価できることをいう。ただし、「何を証拠として採用してよいか」という証拠能力の制限とは区別しておかなくてはならないとされる。こうした自由心証主義は、経験則や論理則による制約があるが、一方、合理性を担保する制度として、除斥・忌避・回避、合議性、当事者主義、証拠能力制度、上訴等が設けられている。
10. **証拠能力** 証拠能力について、証拠として法廷に提出して事実認定に供しうる能力であり、①自然的関連性があること、②法律的関連性があること、③証拠禁止にあたらないこと、の3要件が必要とされる。また関連して、伝聞法則、自白法則、補強法則等及びその例外を含めて、証拠能力についての定義や制限について定めがある。また、供述証拠について、取調べのあり方を巡る問題点があり、物的証拠の収集については、令状に「搜索すべき場所」、「差し押さえる物」の明示等の記載等が要求されている。
11. **科学捜査・科学的証拠** 捜査においては、DNA鑑定のように、科学的捜査の発達があり重要な役割を果たしているが、一方、証拠として認めて良いのかという観点から問題もあることは注意すべきとされている。
12. **違法収集証拠排除法則** 違法収集証拠排除法則とは、証拠の収集手続が違法であった場合に、その証拠能力を否定し、事実認定の資料から排除する原則といい、関連性のある証拠が提示されたとしても、証拠の収集手続が違法だった場合に、証拠能力が否定され、事実認定の資料から排除されることとなっている。
13. **救済手続** 裁判に誤りがなかったかどうかを調べて、必要があればやり直す救済手続として、上訴と非常救済手続(再審、非常上告)が定められている。ここで、上訴とは、未確定の裁判に対して上級裁判所に不服申し立てをすることであり、公訴・上告・抗告の3つの制度がある。また、再審とは、確定判決に対して、主として事実認定の不当を理由として確定判決に対してなす非常救済手続であり、非常上告は、判決確定後、その事件の審判が法令に違反したことを理由として、検事総長が最高裁判所に申し立てる非常救済手続である。

#### IV. 参考文献

「論点別ステップアップ刑事訴訟法」他、刑事訴訟法関連資料(伊藤塾)

以上